

### 39. 国庫補助採択基準及び補助率

(1) 上水道事業及び水道用水供給事業に係る国庫補助(水道水源開発等施設整備費補助)

《平成22年4月1日適用》※H23・24は改正なし

区分、[主な対象施設]		国庫補助採択基準(交付要綱等の抜粋)	補助率
全般		地方公共団体(一部事務組合を含む)が行う事業で補助対象費用100,000千円以上ただし、市町村実施事業及び水道水源自動監視施設整備費は10,000千円以上	
水道水源開発施設整備費	水道水源開発施設整備費 [ダム及び堰等]	次のいずれかに該当する事業 1 水道事業 (1) 資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上 (2) H21以前に採択 …省略 2 水道用水供給事業 (1) 資本単価が70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 (2) H21以前に採択 …省略 3 海水淡水化施設の整備事業 …省略	1/3 1/2 1/3 1/2
	遠距離導水等施設整備費 [取水及び導水に必要な施設]	次のいずれにも該当する事業 1 水路の延長が7km以上のもの 2 水道水源開発施設整備費の国庫補助対象事業と一体のもの	1/3 又は1/2
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費 [取水、貯水、導水、浄水、送水及び基幹的な配水に必要な施設]	次のいずれにも該当する事業 1 現在居住人口が原則として50万人以上のもの(ただし書きあり …省略) 2 給水量の増加を伴う新設又は増設事業 3 水道法第5条の2による広域的水道整備計画に基づく事業(基準あり) 4 (1) 水道事業は、資本単価が140円/m <sup>3</sup> 以上 (2) 水道用水供給事業は、資本単価が100円/m <sup>3</sup> 以上 (3) S56以前に採択 …省略	1/3
	一般広域化施設整備費 [取水、貯水、導水、浄水、送水及び基幹的な配水に必要な施設]	次のいずれにも該当する事業 1 特定広域化施設整備費の採択基準の1及び2に適合する事業 2 (1) 水道事業は、H21以前に採択 …省略 (2) 水道用水供給事業は、H21以前に採択 …省略 (3) S53以前に採択 …省略	1/4
	広域化促進地域上水道施設整備費 [取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設]	次のいずれにも該当する事業 1 水道法第5条の2による広域的水道整備計画の区域内で、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業 2 給水人口又は給水量が20%以上増加する新設又は拡張事業 3 資本単価が140円/m <sup>3</sup> 以上	1/3
水道広域化促進事業費 [取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設]	次のいずれにも該当する事業 (市町村の区域を超える統合又は水道用水供給事業と水道事業の統合が対象) 1 統合後の水道事業が認可済、又は3年以内に統合する旨の協定書等が締結済 2 給水人口概ね10万人以下で資本単価90円/m <sup>3</sup> 以上の水道事業を含む 3 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設整備計画の策定 4 3の整備計画が要件を満たす(事業実施期間10年以内等)	1/3	
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費 [高度浄水施設(生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設、膜ろ過施設及び紫外線処理施設等)、水道原水水質改善施設(水道原水バイパス管等)及び代替水源施設(取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設)]	次のいずれにも該当する事業 (生物、オゾン及び活性炭(粉末除く)処理施設については厚生労働大臣が認めた基準事業費による上限あり) 1 高度浄水施設等の整備が特に必要と認められる事業(基準超過、指標菌検出等) 2 次のいずれかに該当するもの (1) 病原性原虫の汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業 a 既設の浄水施設が塩素消毒のみ b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備で、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設 (2) 水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業 a 給水人口5万人未満 b 施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するもの (3) 代替水源施設の整備については、ろ過施設の整備と比較して安価であるもの 3 (1) 水道事業は、資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上 (2) 水道用水供給事業は、資本単価が70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上	1/3
		上記1、2の基準を満たす病原性原虫汚染対策であって、3の基準を満たさない事業	1/4

区分、[主な対象施設]	国庫補助採択基準(交付要綱等の抜粋)	補助率
水道水源自動監視施設等整備費 [理化学的指標検査装置及び生物指標検査装置等]  遠隔監視システム整備費 [計装用機器及び監視操作設備等]	次のいずれにも該当する事業 1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業 2 2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業 3 都道府県が定める水道水質管理計画と整合  簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合する、又は統合した水道事業者が施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業	1/4  1/4
ライフライン機能強化等事業費	(本事業全般) 本事業における「地震対策等地域」Ⅰ～Ⅲは次の地域をいう Ⅰ 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域又は東南海・南海地震対策特別措置法の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある、又は今後特にそのおそれがある Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ今後もそのおそれがある	
緊急時給水拠点確保等事業費 [配水池、送水管、配水管、塩素注入設備、計装設備、緊急遮断弁及びポンプ等]  [導水管、送水管、配水管、ポンプ及び計装機器等]  [貯留施設、貯水施設、配水管、送水管及び給水管等]  [緊急遮断弁、非常用電源設備及び伸縮可撓管等]  [送水管及び立坑施設]	次の1～7のいずれかに該当する事業 1 配水池 次のいずれにも該当する事業 (1) 計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間分までの容量の配水池の整備事業 (2) 資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m3以上 (3) 地震対策等地域のⅠ～Ⅲのいずれかにおける事業 2 緊急時用連絡管 緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業者等の間又は同一の水道事業者内(系列間の連絡管に限る)で水道水を相互融通できる施設を整備する(1)又は(2)のいずれかに該当する事業 (1) 一つ以上の水道事業者等が次のいずれにも該当するもの ア 資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m3以上 イ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 (2) 厚生労働大臣が認める事業 3 貯留施設 送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合せ持つ施設の整備で、次のいずれにも該当する事業 (1) 資本単価が、水道事業は90(H21以前に採択:70)円/m3以上、水道用水供給事業は70(H21以前に採択:50)円/m3以上 (2) 既設の管路の更新等に合せて整備するもの (3) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 4 緊急遮断弁 緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備で、次のいずれにも該当する事業 (1) 資本単価が、水道事業は90(H21以前に採択:70)円/m3以上、水道用水供給事業は70(H21以前に採択:50)円/m3以上 (2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 5 大容量送水管 貯留機能を合せ持つ大容量の送水管の整備事業で、次のいずれにも該当する事業 施設規模は、「水道の耐震化計画策定指針」に基づき 給水地域全体に10日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする (1) 資本単価が、水道事業は90(H21以前に採択:70)円/m3以上、水道用水供給事業は70(H21以前に採択:50)円/m3以上 (2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業	  1/3

区分、[主な対象施設]	国庫補助採択基準(交付要綱等の抜粋)	補助率
ライフライン機能強化等事業費 [配水管、ポンプ及び計装機器等] [取水施設、導水施設、浄水施設及び送配水施設等(いずれも管路は含まない)]	6 重要給水施設配水管 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管で耐震機能を有するものを整備する、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業 (1) 次のいずれにも該当する事業 ア 資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上 イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所又は災害時要援護者の避難拠点等、給水優先度が特に高い施設への配水管 ウ 給水人口5万人以上の水道事業者については、次のaに該当し、かつb～dのいずれかに該当するもの(c、dは平成30年度まで) a 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 b 家庭用1か月10m <sup>3</sup> の水道料金が給水人口5万人以上の水道事業者における平均より高い事業者 c H21以降に他の水道事業(給水人口5,000人超)又は水道用水供給事業との事業統合を行った事業者 d 他の水道事業(5,000人超)又は水道用水供給事業とのH30までの事業統合計画が広域的水道整備計画に定められている事業者 (2) 厚生労働大臣が認める事業 7 基幹水道構造物の耐震化事業 (厚生労働大臣が認めた基準事業費による上限あり) 配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強又は改築・更新事業で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業 (1) 次のいずれにも該当する事業 ア 資本単価が、水道事業は90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上、水道用水供給事業は70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 イ 地方公営企業法施行規則第7条に定める法定耐用年数以内の施設 ウ H9以前に建築された施設 エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造 オ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 (2) 厚生労働大臣が認める事業	1/3
水道管路耐震化等推進事業費 [石綿セメント管] [布設後20年以上経過した塩化ビニル管(接着継手、基幹管路のみ)、鑄鉄管及びコンクリート管並びに布設後30年以上経過したダクタイル鑄鉄管(基幹管路のみ)の導水管、送水管及び配水管]	次の1～5のいずれかに該当する事業 1 石綿セメント管更新事業(H23まで) …省略 2 老朽管更新事業 (1) 次のいずれにも該当する事業 ア 地震対策として行う事業であって、次のaに該当し、かつb～fのいずれかに該当するもの(dはH25まで、eはH30まで) a 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 b 給水人口5万人未満 c 給水人口5万人以上で、家庭用1か月10m <sup>3</sup> の水道料金が給水人口5万人以上の水道事業者における平均より高い事業者 d 給水人口5万人以上で、次の①及び②いずれにも該当(基幹管路における鑄鉄管、コンクリート管に限る) ① 20年以上経過した鑄鉄管、コンクリート管が基幹管路延長の10%以上残存 ② 単年度あたり、基幹管路延長の1.5%以上又は5km以上の更新整備 e 給水人口5万人以上で、次の①又は②いずれかに該当 ① H21以降に他の水道事業(給水人口5,000人超)又は水道用水供給事業との事業統合を行った事業者 ② 他の水道事業(5,000人超)又は水道用水供給事業とのH30までの事業統合計画が広域的水道整備計画に定められている事業者 f 水道用水供給事業者 イ 水道事業で資本単価90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上、又は水道用水供給事業で資本単価70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 ウ 老朽管路更新計画を作成 (2) (1)に該当する事業で、水道事業で資本単価140円/m <sup>3</sup> 以上、又は水道用水供給事業で資本単価100円/m <sup>3</sup> 以上 (3) 厚生労働大臣が認める事業	1/3 H21以前の採択分及びダクタイル鑄鉄管は1/4 1/2 H21以前の採択分及びダクタイル鑄鉄管は1/3 1/4

